

津堅島訓練場水域におけるパラシュート降下訓練の中止を求める意見書

平成29年1月12日、うるま市津堅島訓練場水域において、米空軍が事前通告なしでパラシュート降下訓練を実施していたことが翌日の報道により明らかとなった。その後、米軍は当初から12日に実施する予定であったが、誤った日程を通告したことを明らかにした。

津堅島訓練場は、沖縄の米軍の施設・区域に関する昭和47年の日米合同委員会合意（5.15メモ）において、水域の使用条件は水陸両用訓練に使用されるとあるが、パラシュート降下訓練には触れられていない。また、訓練中であっても使用を妨げない限り、漁業または船舶の航行には制限がないとされていることから津堅島との定期船や漁船等が頻繁に航行する市民生活に欠かせない重要な水域でもある。さらに、当該水域を使用する場合、7日前までに沖縄防衛局に通告することとされている。

今回の事前通告のない訓練は、船舶が警戒せずに航行するため、一歩間違えれば重大な事故につながる可能性があり、極めて危険である。平成27年にも事務的ミスにより事前通告なしで訓練が実施され、さらに、昨年12月の空中給油訓練中のオスプレイ墜落時にも情報が錯綜し、住民及び行政機関を混乱させるなど、米軍の事件・事故及び訓練の通報体制のずさんさに強い憤りを禁じ得ない。

本市議会は、これまでも航行安全上の問題等から津堅島訓練場水域におけるパラシュート降下訓練の中止を求めてきたところであるが、今年10日には伊江村でのパラシュート降下訓練で米陸軍兵が民間地に落下する事故が発生したばかりであり、相次ぐ米軍の事件・事故で県民が大きな不安を抱えている状況にも関わらず、またしても事前通告なしの訓練が繰り返されたことは、漁業関係者をはじめ、住民に対する安全確保の配慮が欠けており、いかなる理由があるにせよ到底容認できるものではない。

よって、うるま市議会は、市民の生命・財産、安全を守る立場から津堅島訓練場水域でのパラシュート降下訓練に対し、厳重に抗議するとともに下記事項について強く要請する。

記

1. 津堅島訓練場水域でのパラシュート降下訓練を一切行わないこと。
2. 日米両政府の責任において、米軍の事件・事故及び訓練の通報体制を検証し、対策を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年1月18日

沖縄県うるま市議会

あて先

内閣総理大臣 外務大臣 防衛大臣 沖縄及び北方対策担当大臣
外務省沖縄担当大使 沖縄防衛局長